

平成25年11月27日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成25年(レ)第73号 不当利得返還請求控訴事件

(原審・周南簡易裁判所平成25年(レ)第77号)

口頭弁論終結の日 平成25年11月6日

判 決

京都市

控 訴 人

アイフル株式会社

同代表者代表取締役

同訴訟代理人支配人

山口県

被 控 訴 人

同訴訟代理人弁護士

同訴訟復代理人弁護士

田 邊 一 隆

田 畑 元 久

主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 被控訴人の請求を棄却する。

第2 事案の概要

1 事案の要旨

- (1) 本件は、登録を受けた貸金業者である株式会社ライフ（以下「ライフ」という。）及び同社を吸収合併した控訴人との間で、継続的に金銭消費貸借取引（以下「本件取引」という。）を繰り返した被控訴人が、支払った利息の

うち利息制限法(平成18年法律第115号による改正前のもの。以下同じ。)
1条1項による制限を超過する部分(以下「制限超過部分」という。)を順
次元本に充当すると、過払金が生じており、かつ、ライフ及び控訴人は、過
払金の受領が法律上の原因を欠くものであることを知っていたと主張して、
控訴人に対し、不当利得返還請求権に基づき、過払金の返還及びこれに対す
る過払金発生の特からの民法704条前段所定の利息(以下「法定利息」と
いう。)の支払を求める事案である。

- (2) 原審は、被控訴人の請求を全部認容したので、これを不服とする控訴人が、
原判決の取消し及び請求の棄却を求めて、本件控訴を提起した。

2 請求原因

- (1) ライフ及び控訴人は、いずれも貸金業等を営む会社である。
- (2) 控訴人は、平成23年7月1日、ライフを吸収合併した。
- (3) 被控訴人は、ライフ及び同社を吸収合併した控訴人との間で、原判決別紙
計算書記載のとおり、平成12年7月27日から平成23年11月10日ま
での間、継続的な金銭消費貸借取引(本件取引)を行った。
- (4) 本件取引において被控訴人がライフ及び控訴人に支払った利息の利率は、
いずれも利息制限法所定の制限利率を超えるものであった。
- (5) ライフ及び控訴人は、貸金業者であるところ、利息制限法所定の制限利率
を超える利息の弁済を被控訴人から受けており、そのことを認識していたの
で、民法704条の「悪意の受益者」に当たる。
- (6) 利息制限法所定の制限利率により引き直し計算をすると、本件取引につい
ては、原判決別紙計算書のとおり、平成25年1月31日時点で、124万
6098円の過払金元金及び法定利息19万3250円が生じている。
- (7) よって、被控訴人は控訴人に対し、本件取引により発生した過払金元金1
24万6098円の返還及びこれに対する過払金発生の特から平成25年1
月31日までの法定利息19万3250円の支払並びに上記過払金元金に対

する同年2月1日から支払済みまでの民法所定の年5分の割合による法定利息の支払を求める。

3 請求原因に対する認否等

請求原因(1)は認めるが、請求原因(3)～(6)は否認ないし争う。請求原因(2)は争うことを明らかにしない。

- (1) ライフ及び控訴人は、本件取引の全期間を通じて、被控訴人に対し、貸金業法（平成18年法律第115号による改正前のもの。以下同じ。）17条1項所定の事項を記載した書面及び同法18条1項所定の事項を記載した書面（以下「17条書面等」という。）を交付する業務体制を構築しており、同法43条1項のみなし弁済規定の適用があると認識していたこと、その不備を理由に行政処分等を受けたこともないこと等から、同項の適用があると認識していたことにつき、やむを得ないといえる特段の事情がある。
- (2) 仮に、ライフ及び控訴人が、本件取引による過払金の受領につき、民法704条の「悪意の受益者」であるとしても、法定利息の発生時期は、本件訴状送達の日翌日であり、そうでないとしても、本件取引の終了の日翌日（過払金返還請求権の消滅時効の起算日）である。
- (3) 仮に、ライフ及び控訴人が、本件取引による過払金の受領につき、民法704条の「悪意の受益者」であるとしても、過払金に対して発生する法定利息をその後の新たな借入金債務に充当する法的根拠は存在しない。

第3 判断

- 1 請求原因(1)は当事者間に争いがなく、請求原因(2)は控訴人において争うことを明らかにしないから自白したものとみなす。

請求原因(3)、(4)は、本件証拠（甲1）及び弁論の全趣旨により認められる。

- 2 請求原因(5)（悪意の受益者）について

- (1) 前記1のとおり、登録を受けた貸金業者であったライフ及び同社を吸収合併した控訴人は、被控訴人との間で、利息制限法所定の制限利率を超過する

約定利率による本件取引を行い、これについて制限超過部分を含む各弁済金を受領していた。

ところで、貸金業者が借主に対して制限利率を超過した約定利率で貸付を行い、制限超過部分を利息債務の弁済として受領した場合、その受領につき貸金業法43条1項の適用が認められないときは、当該貸金業者は、同項の適用があるとの認識を有しており、かつ、そのような認識を有するに至ったことがやむを得ないといえる特段の事情がある場合でない限り、法律上の原因がないことを知りながら過払金を取得した者、すなわち民法704条の「悪意の受益者」であると推定される（最高裁平成19年7月13日第二小法廷判決・民集61巻5号1980頁参照）。

これを本件についてみると、控訴人は、ライフ及び控訴人が制限超過部分を利息債務の任意の弁済として受領した点につき、貸金業法43条1項の適用があることについて立証しないから、同項の適用があるとは認められず、上記特段の事情を認めるに足りる証拠もない。控訴人は、ライフ及び控訴人が17条書面等を交付する業務体制を構築していた点や、その不備を理由に行政処分等を受けたこともない点を主張するが、それらの諸点は、上記特段の事情に当たるものではない。したがって、ライフ及び控訴人は、本件取引による過払金の受領につき、民法704条の「悪意の受益者」に当たる。

- (2) そうすると、ライフを吸収合併した控訴人は、本件取引により過払金が生じた場合には、被控訴人に対し、その受領につき民法704条の「悪意の受益者」に当たる者として、過払金発生からの法定利息を付してこれを返還すべき義務を負うというべきである。

これに対し、控訴人は、法定利息の発生時期は、本件訴状送達の日翌日であり、そうでないとしても、本件取引の終了の日翌日である旨主張するが、同時期は、過払金発生の時と解すべきであるから（最高裁平成21年9月4日第二小法廷判決・裁判集民事231号477頁参照）、その主張は採

用できない。

3 請求原因(6)について

(1) 弁論の全趣旨によれば、本件取引は、基本契約に基づく連続した貸付取引であること、同基本契約は、これにより過払金が発生する場合には、その後に発生する新たな借入金債務に充当される旨の合意（以下「過払金充当合意」という。）を含むものであることが認められる。これに基づき、本件取引について利息制限法所定の制限利率により引き直し計算をすると、原判決別紙計算書のとおりとなる。

(2) 前記(1)の引き直し計算について、控訴人は、過払金に対して発生する法定利息をその後の新たな借入金債務に充当する法的根拠は存在しない旨主張する。

しかし、継続的な金銭消費貸借取引に係る基本契約が過払金充当合意を含むものである場合においては、過払金について発生した法定利息の充当につき別段の合意があると評価できるような特段の事情がない限り、まず当該法定利息を新たな借入金債務に充当し、次いで過払金を新たな借入金債務の残額に充当すべきものと解するのが相当である（最高裁平成25年4月11日第一小法廷判決・裁判集民事243号303頁参照）。

前記のとおり、本件取引に係る基本契約は、過払金充当合意を含むものであり、本件において上記特段の事情があったことはうかがわれないから、本件取引については、まず過払金について発生した法定利息を新たな借入金債務に充当し、次いで過払金を新たな借入金債務の残額に充当すべきである。控訴人の上記主張は採用することができない。

4 結論

以上によれば、被控訴人の請求は理由があるからこれを認容すべきであり、これと同旨の原判決は相当である。

よって、本件控訴は理由がないからこれを棄却することとし、主文のとおり

判決する。

山口地方裁判所第1部

裁判長裁判官 山 本 善 彦

裁判官 宮 寄 秀 典

裁判官 林 崎 由 莉 子

これは正本である。

平成25年11月28日

山口地方裁判所

裁判所書記官 知 禿 真由美

